## 那覇市・南風原町環境施設組合 障がい者活躍推進計画

令和7年4月改定

機関名	那覇市・南風原町環境施設組合
任命権者	那覇市・南風原町環境施設組合管理者の知念の覚
計画期間	令和7年4月1日~令和12年3月31日(5年間)
	当組合においては、職員総数が35人程度の小規模な機関で、大半が構成市町である那覇
那覇市・南風原町	   市と南風原町からの出向者であり、これまでプロパ―職員や会計年度任用職員については、
環境施設組合にお	<b>障がい者に限定した募集・採用は行っていない。</b>
ける障がい者雇用	- ここ数年は、委託業務の拡大により職員数は減少しているが、今後、職員の高齢化や疾
に関する課題	   病・事故等に伴い、中途障がい者として身体障がい者となる職員が在籍することも考えら
	れるため、組織的な体制整備が必要となっている。
目標	
①採用に関する目	〇計画期間内に新たに障がい者(1名)の採用を目指す。
標	
②定着に関する目	〇不本意な離職者を極力生じさせない。
標	
取組内容	
	〇障がい者雇用推進者として総務企画課長を選任する。
1. 障がい者の活	○障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口
躍を推進する体制	を総務企画課長(障害者雇用推進者)、クリーンセンター(施設担当課長)に設定する。
整備	〇年に1回以上、国、県、市町村が開催する、障がいに関する研修等の受講案内を行い、参
	加を募る(過去に同講座を受講したことがない職員に限る。)。
2. 障がい者の活	〇障がい者である職員が配置された場合は、能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職務整
躍の基本となる職	理表やアンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。
務の選定・創出	
	〇相談窓口への相談のほか、障がい者である職員に対しては、年 1 回以上の定期的な面談
	を実施し、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、
	継続的に必要な措置を講じる。
	Oなお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担に
3. 障がい者の活	ならない範囲で適切に実施する。
躍を推進するため	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
の環境整備・人事	・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
管理	・自力で通勤できることといった条件を設定する。
	・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
	・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった
	条件を設定する。
	・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	〇国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障が
	い者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。